

特定商取引法

勧誘方法に不意打ち性があるなど、トラブルが生じやすい7つの取引形態（特定商取引）について、様々な規制をかけることで、消費者に損害が生じることを防止し、利益を保護するための法律です。

この法律では、取引の種類によって、再勧誘の禁止、契約書面の交付義務、申込みの撤回又は契約解除（クーリング・オフ）等のルールが定められています。

特定商取引法に定める取引の種類	勧誘方法・契約内容	主なルール		
		書面交付義務	クーリング・オフ（期間）	クーリング・オフ期間経過後の中途契約
訪問販売	自宅などへの訪問、キャッチセールス（営業所以外の場所から誘い、同行させる）、アポイントメントセールス（販売目的を隠し、特別有利だといって誘い出す）	○	○ （8日間）	— ※1
通信販売	テレビ、雑誌、カタログ、インターネットなどの広告を見て、郵便、電話、インターネット等で申込みを受ける	確認画面の表示	— ※2	—
電話勧誘販売	電話で勧誘し、申込みを受ける （電話を切った後の郵便・電話等による申込みを含む）	○	○ （8日間）	—
特定継続的役務提供（6つの役務）	エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室（エステは1か月、その他は2カ月を超える期間、5万円を超える金額の契約）	○	○ （8日間）	○
連鎖販売取引（マルチ商法）	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大させながら商品やサービスを販売する	○	○ （20日間）	○
業務提供誘引販売取引	「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で誘引し、仕事に必要な理由で商品等を売って、金銭負担を負わせる	○	○ （20日間）	—
訪問購入	自宅などを訪問して貴金属等物品を購入（買取）する	○	○ （8日間）	—

※1 過量販売による契約解除・・・日常生活において通常必要とされる分量（回数、期間）を著しく超える商品等の売買契約の場合、契約から1年間は解除できます。

※2 通信販売の返品制度・・・通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事業者は広告に返品に関する事項として返品の可否、返品の期間等条件、返品に係る費用負担の有無（返品特約といいます）について表示しなければなりません。
これらの表示が無い場合は、商品が届いた日から数えて8日間以内であれば、消費者の送料負担で返品ができます。

「ネガティブ・オプション」

注文していない商品を勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、一方的に代金を請求する販売方法です。

- 特定商取引法では、商品を受け取ってから14日間保管した後は、自由に処分してよいこととされています。
- また、事業者に取り取りを申し出てそれでも引き取らない時は、申し出日から7日間経過した後は自由に処分してよいこととされています。